

商品概要説明書

J A 農業資金「大地 1 0 0 0」

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

商品名	大地 1 0 0 0
ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○ 当 J A の組合員（正組合員・准組合員）の個人または組合員（正組合員・准組合員）の法人であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ○ お借入時の年齢が 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が 76 歳未満の方。ただし、最終償還時の年齢については、連帯保証人の方が要件を満たすことでも可能とします。 ○ 前年度税込年収が 300 万円以上ある方。 ただし、連帯保証人の方との合算で要件を満たすことでも可能とします。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金用途	○ 農業資金全般（ただし、見積書を取得できるもの）。
借入金額	○ 10 万円以上 1000 万円以内（1 万円単位）（ただし、1 世帯あたり）とします。 ただし、本ローンを複数回ご利用いただく場合、残高合計が 1000 万円を超える場合は担保が必要となります。
借入期間	○ 15 年以内（1 ヶ月単位、据置期間 1 年以内）とします。
借入利率	○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 手形借入または証書借入とします。
返済方法	【長期資金】 ○ 証書借入における元金均等または元利均等返済。 ○ 返済日はあらかじめ当 J A が定めた特定の日といたします。 ○ 一部繰上返済ならびに全額繰上返済は任意の日に行えるものとし、返済額も任意とします。 【短期資金】 ○ 手形借入または証書借入における期日一括返済。 ○ 返済日はあらかじめ当 J A が定めた特定の日といたします。 ○ 一部繰上返済ならびに全額繰上返済は任意の日に行えるものとし、返済額も任意とします。
担保	○ 原則として、担保は不要です。ただし、無担保信用借入は既存借入とあわせ 1000 万円以内とします。
保証	【個人】 ○ 連帯保証人として、原則同居家族（親・子・配偶者）1 名とします。 【法人】 ○ 経営状況及びお借入の内容により連帯保証人として、原則法人役員 2 名以上とし

	ます。
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…5,500円</p> <p>②一部繰上返済の場合… — 円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：04-7140-2204）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、千葉県農業協同組合中央会が設置・運営する千葉県JAバンク相談所（電話：043-243-0011）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または千葉県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<p>○ お申込みの際は、当JAにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JAちば東葛